

「かかりつけ医」制度を確立せよ 原正英氏

医療経営士（1級）

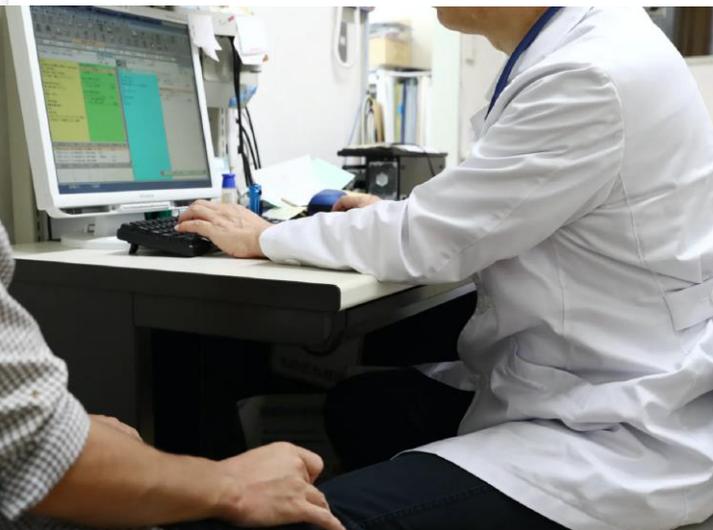
私見卓見

+ フォローする

2023年11月3日 2:00 [会員限定記事]



保存



「かかりつけ医」制度を実効性のある仕組みにする必要がある

厚生労働省が「かかりつけ医」制度について討議している。かかりつけ医を1人にしぼらず、患者が自由に選べる方針にするようだ。現在、日本にはかかりつけ医制度がなく、患者は自身の意向で医療機関にかかることができる。そのため軽症者がいきなり大規模病院を受診してしまうことで、本来、病院が果たすべく役割機能を阻害する一因となっている。

大病院の機能は紹介患者や検査、化学療法、放射線治療など高度な機器・設備を必要とする外来に特化すべきだ。そのためにも、かかりつけ医制度を実効性のある仕組みにしなければならない。

①日常診療はかかりつけ医機能を担う医療機関で受ける②必要に応じて紹介を受けて、患者の状態に合った他の医療機関を受診する③病状が落ち着いたら身近な医療機関に戻る。これが治療の原則的な流れとなるだろう。

こうした環境を整え、患者の大病院志向を是正し、この流れを促進することで、病院での外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革にも資することが期待される。

かかりつけ医は新型コロナウイルスなど感染症に伴う発熱外来を拒まずに診ることを前提とすべきだ。また、高齢者は骨粗しょう症、白内障などの複合疾患を伴うことが多く、幅広く一通りの治療ができることが必要なので、かかりつけ医は総合診療医を筆頭に担うことが理想的だろう。

さらに整形外科、眼科など複数医療機関の連携も必須となるので、地域医療連携推進法人の設立も視野に入れるべきだ。国民が利用しやすい仕組みを整え、まず何でも相談できる医師が身近にいて、必要に応じて病院専門医に紹介でき、在宅医療や介護との連携も検討する必要がある。速やかな連携体制が構築されているかを見極めなくてはならない。

かかりつけ医の均質維持には、一定の診療実績の水準を設定する必要がある。かかりつけ医の業務は多忙になると予想されるため、行政への報告業務も負担とならないように配慮することが望ましい。かかりつけ医として診療実施するポスター掲示や国民への啓蒙も必須で、患者が適切な診療を効率的に受けられるかが肝要だ。